

津奈木町特定不妊治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、実施する体外受精又は顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）に係る費用（以下「特定不妊治療費」という。）の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 特定不妊治療に要する費用の一部の助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 夫婦のいずれかが当該助成の申請を行う日の1年以上前から引き続き町内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 熊本県特定不妊治療費助成事業（以下「県助成事業」という。）による助成を受けていること。
- (3) 町税及び町の公共料金を滞納していないこと。
- (4) 特定不妊治療に関し他の助成金（県助成事業による助成金を除く。）の交付を受けていないこと。

(助成限度額及び回数)

第3条 この事業による助成限度額は、県要項の治療ステージ等に応じて、1回の治療につき次の各号に掲げる治療の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、特定不妊治療に係る自己負担額から県助成事業による助成金を控除した額（この条において「控除額」という。）が助成限度額に満たない場合は、控除額を助成するものとする。

- (1) 治療ステージのC及びF以外の場合 10万円
- (2) 治療ステージのC及びFの場合 5万円
- (3) 特定不妊治療に係る男性不妊治療の場合 10万円

2 この事業による助成の回数は、県助成事業により承認を受けた助成の回数（助成対象者に係る初回の特定不妊治療を除く。）を限度とする。

(助成の申請)

第4条 特定不妊治療費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津奈木町特定不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、原則として、県助成事業の承認を受けた日から6月以内に、町長に提出しなければならない。ただし、第4号の書類については、以前申請時に提出したものと同一場合は、添付を省略できるものとする。

- (1) 熊本県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- (2) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- (3) 特定不妊治療に係る領収書の写し
- (4) 戸籍及び住民票の謄本（戸籍謄本は、住民票謄本に夫婦の氏名及び続柄の記載がある場合は不要）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成の決定及び交付)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について決定し、交付の場合は津奈木町特定不妊治療費助成事業交付決定通知書（様式第2号）により通知後助成金を交付するものとし、不交付の場合は津奈木町特定不妊治療費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 町長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正行為によって助成金の支給を受けたとき。
- (2) その他助成金の使途が不相当と認められたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日以後に終了する特定不妊治療について適用する。

年 月 日

津奈木町特定不妊治療費助成事業申請書

津奈木町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号 - - ⑨

下記のとおり関係書類を添えて特定不妊治療費の助成を申請します。
なお、私及び私の世帯の納税状況及び水道料等税外収入の滞納状況を確認されることに世帯全員同意します。

記

- 1 配偶者氏名 _____
- 2 婚姻年月日 _____ 年 月 日
- 3 県事業の助成承認年月日 _____ 年 月 日
- 4 申請金額 _____ 円

振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 支所	預金種別	普通 当座
	(ふりがな) 口座名義人	()	口座番号		

注) 助成金の振込先は、上記申請者のものに限ります。

夫婦のどちらかが町外居住で非同居の場合は、下記同意書に夫婦それぞれご記入ください。

同意書

申請者氏名（自書）	⑨	生年月日	年 月 日
現住所地			
配偶者氏名（自書）	⑨	生年月日	年 月 日
現住所地			
津奈木町特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく申請に当たり、私たちの現住所の自治体へ特定不妊治療費助成金の交付状況を確認することに同意します。			
年 月 日			

添付書類

- (1) 熊本県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- (2) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- (3) 特定不妊治療費に係る領収書の写し
- (4) 戸籍及び住民票の謄本（戸籍謄本は、住民票謄本に夫婦の氏名及び続柄の記載がある場合は不要）
- (5) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

津奈木町長

津奈木町特定不妊治療費助成事業実施交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった特定不妊治療費の助成について、下記金額を助成することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額 _____ 円

交付条件

- 1 この助成金は、本助成事業の目的以外に使用してはいけない。
- 2 津奈木町不妊治療費助成事業実施要綱第7条各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を返還させるものとする。

備考

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6箇月以内）に、津奈木町を被告として、この決定についての取消の訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第 号
年 月 日

（申請者）

様

津奈木町長

津奈木町特定不妊治療費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった不妊治療に要した費用の助成について、下記理由により不承認とすることを決定したので通知します。

不承認の理由 _____ のため

備考

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6箇月以内）に、津奈木町を被告として、この決定についての取消の訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

